

令和6年10月30日

神戸市魚崎財産区管理者

神戸市長 久元喜造 様

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	菅野吉記

### 決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度魚崎財産区歳入歳出決算及び決算附属書類を審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和5年度

魚崎財産区決算審査意見書

神戸市監査委員

## 凡 例

- 1 文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。  
したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「 0 」 「 0.0 」 ..... 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
差引又は率の場合は零を含む。
  - 「 - 」 ..... 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ..... 増加率が1,000%以上のもの。

# 令和5年度魚崎財産区決算審査意見

## 第1 審査の対象

令和5年度魚崎財産区歳入歳出決算及び決算附属書類

## 第2 審査の方法

歳入歳出決算及び決算附属書類が、法令に基づいて作成されているか、計数は正確であるか、会計処理及び財産の記録管理は適正かについて、東灘区総務部地域協働課及び区会計管理者が所管する証書類と照合するとともに責任者に対する質問等の方法により審査した。

## 第3 審査の期間

令和6年7月30日～10月30日

## 第4 審査の結果

令和5年度歳入歳出決算及び決算附属書類は法令に従い作成されており、その計数は正確であり、会計処理及び財産の記録管理はおおむね適正に行われているものと認められた。ただし、審査意見については留意されたい。

なお、当年度の決算状況は、以下に述べるとおりである。

### ○審査意見

#### ・備品の管理について

魚崎財産区では、住民の集会等に利用できる3つの会館（横屋・魚崎・魚崎西町）と、地域の総合的な福祉コミュニティ施設として魚崎わかばサロンを所有しており、地域での文化教室等として活用されている。この施設の管理は、指定管理者が行っている。

財産区が管理すべき当該施設の備品については、東灘区地域協働課の魚崎財産区備品管理簿（以下「備品台帳」という。）と、指定管理者の備品台帳の相互で管理を行っている。

相互の備品台帳について突合を行った結果、以下のような齟齬が見つかった。

指定管理者は備品の購入及び廃棄等の異動を東灘区地域協働課へ報告を行っていたものの、備品台帳への記載が漏れているものがあった。また、東灘区地域協働課においても、報告を受けていたものの備品台帳への記載が漏れているものがあった。

わかばサロン（※100万円以上の備品を買い替えているが、指定管理者側備品台帳に廃棄記録も購入備品の記録もない事例）

品目	東灘区地域協働課の備品台帳			指定管理者の備品台帳	
	取得 年月日	取得価格	備考	取得 年月日	取得価格
マイコン電気窯 (DAT-15M)	平成12年 6月30日	1,102,500円	買替後 廃棄	不明	不明
マイコン付横扉式 電気窯 (DMT-15)	平成28年 4月27日	1,344,600円		備品台帳に記載なし	

魚崎西町会館（備品を購入しているが、東灘区側備品台帳に記載漏れがあった事例）

品目	東灘区地域協働課の備品台帳			指定管理者の備品台帳	
	取得 年月日	取得価格	備考	取得 年月日	取得価格
冷蔵庫 (GR-U41GXH-EW)	備品台帳に記載なし			令和4年9 月22日	159,500円

魚崎財産区会館及び魚崎わかばサロン指定管理者協定書では、「乙（指定管理者）は、甲（魚崎財産区）が定める備品管理簿を備えてその保管に係る備品を管理し、購入及び廃棄等の異動を甲に報告することとする。」と定めている。

神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、以下のとおり取り扱うこととされている。

【表】備品の管理区分

管理区分	所管課による対応
① 指定期間当初から存在した備品	指定管理者から備品の異動（購入・取得・ 修繕・廃棄等）報告を受け、神戸市物品会 計規則に則った適切な処理を行うこと。
② 指定期間中に 市の負担により購入等を行った備品	
③ 指定期間中に 指定管理者の負担で購入等を行ったもの	

さらに、魚崎財産区における備品管理の規定については、魚崎財産区財産条例第17条で「備品及びその他の物品の取扱に関しては管理者が別にこれを定める。」とされているが、「物品の

受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」など神戸市の物品会計規則にあるような具体的な定めがなかった。

また、決算時に併せて議会へ提出することとされている「財産に関する調書」については、地方自治法及び地方自治法施行令、地方自治法施行規則において、重要な物品も必要に応じて、記載することとされている。しかし、魚崎財産区では、財務規程については、神戸市の会計規則を準用することになっていたものの、重要な物品の基準を定めている神戸市の物品会計規則の準用を定めておらず、魚崎財産区独自でも重要な物品として扱うものの基準等を定めていなかった。

#### 地方自治法施行規則

第 16 条の 2 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は別記のとおりとする。

別記

財産に関する調書様式（第 16 条の 2 関係）

#### 2 物 品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
乗 用 車			
何 々			

備考 この調書は、重要な物品について必要に応じ記載すること。

備品台帳については、現時点で適正なものとなっていないため、早急に実態を把握し、是正を図りたい。今後このような備品台帳の記載漏れや重要物品の報告漏れが発生しないよう指定管理者協定書で定めている備品台帳の記載ルールを徹底するほか、神戸市の物品会計規則を準用するなど事務の適正化を図りたい。

#### 神戸市物品会計規則

（物品管理簿の記載）

第 8 条 物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。この場合において、備品の受領又は交付について物品管理簿に記載させるときは、物品管理者は、備品取得等決議書により決裁を行うものとする。

（重要な物品等の報告）

第 17 条 物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない。

2 前項の重要な物品とは、取得価額（寄附を受けて取得したことその他の理由により取得価額が取得時の時価又は評価額と著しく異なる場合にあっては、その取得時の時価又は評価額）が 1 件 100 万円以上の備品をいう。

- ・債務負担行為について

魚崎財産区の会館等（横屋・魚崎・魚崎西町・わかばサロン）は、令和5年度から令和9年度までの新たな指定管理期間に入っている。指定管理の手続きについては、指定管理者の指定について議決を得るとともに、指定管理期間中の債務負担行為を予算で定める必要がある。しかし、指定管理者の指定については議決を得ていたものの、予算で債務負担行為を定めていなかった。

指定管理者に支払う委託料については、総務省自治行政局長から発出されている、平成22年12月28日付総行経第38号「指定管理者制度の運用について」において、「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること」とされている。神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」においても債務負担行為の予算措置が必要である旨が記載されている。

指定管理者を指定する議案を上程するのに合わせて、債務負担行為を適切に措置されたい。

- ・内部統制について

備品台帳の未記載など、不適切な事務が長期間気づかれず、是正につながらなかったことや、債務負担行為の予算計上漏れなど、通常の業務を実施していく中で、どうしても発生してしまうリスクを強く認識するとともに、こういった状況に対応していくため、リスクを定期的に把握し、事務の改善につなげていく内部統制に積極的に取り組むべきである。

内部統制は、それぞれの業務目的を効果的かつ効率的に達成できる仕組みを作り、それを健全に動かすための組織体制等を整え、会計の正確性・合規性の確保につなげるものである。そのため、どうしても発生してしまうリスクを念頭におき、年に1回は業務の遂行漏れ等が確認できる仕組みを作るなど、適切な管理を実施し続けることが出来るよう、点検等に伴う新たな業務増を考慮の上、内部統制機能の改善に務められたい。

## 1 概 況

決算収支の状況をみると、第1表のとおりである。

第 1 表 決 算 収 支 の 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	令 和 5 年 度			令 和 4 年 度		
	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
歳 入 (A = B + C)	112,123,938	16,094,754	16.8	96,029,184	3,529,105	3.8
当 年 度 歳 入 (B)	92,629,949	13,223,146	16.7	79,406,803	3,741,857	4.9
前 年 度 繰 越 金 (C)	19,493,989	2,871,608	17.3	16,622,381	△ 212,752	△ 1.3
歳 出 (D)	85,816,469	9,281,274	12.1	76,535,195	657,497	0.9
歳入歳出差引額 (E = A - D)	26,307,469	6,813,480	35.0	19,493,989	2,871,608	17.3
翌年度へ繰り越すべき財源 (F)	-	-	-	-	-	-
実 質 収 支 (E - F)	26,307,469	6,813,480	35.0	19,493,989	2,871,608	17.3
単 年 度 収 支 (E - C)	6,813,480	3,941,872		2,871,608	3,084,360	

歳入は1億1,212万円となっており、前年度に比べ1,609万円（16.8%）増加している。

歳出は8,581万円となっており、前年度に比べ928万円（12.1%）増加している。

この結果、実質収支は前年度より681万円（35.0%）の増となり、2,630万円の黒字となっている。

## 2 歳 入

歳入の状況をみると、第2表のとおりである。

第 2 表 歳 入 の 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	令 和 5 年 度			令 和 4 年 度		
	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
貸地料及び一時使用料	40,364,697	1,245,812	3.2	39,118,885	248,344	0.6
承 諾 料 等	19,584,700	16,746,700	590.1	2,838,000	△ 333,000	△ 10.5
会 館 使 用 料	6,480,620	1,000,100	18.2	5,480,520	1,919,286	53.9
補 助 金 受 入	80,000	15,000	23.1	65,000	0	0.0
預 金 及 び 基 金 利 子	10,958,000	△ 3,131,000	△ 22.2	14,089,000	△ 569,000	△ 3.9
繰 越 金	19,493,989	2,871,608	17.3	16,622,381	△ 212,752	△ 1.3
繰 入 金	15,000,000	△ 2,707,000	△ 15.3	17,707,000	2,474,000	16.2
そ の 他	161,931	53,533	49.4	108,398	2,227	2.1
過 年 度 収 入	1	1	皆増	-	-	0.0
合 計	112,123,938	16,094,754	16.8	92,500,079	2,707,806	3.0

注記：令和5年度末収入未済額 現年度分 135,980 円、過年度分 178,530 円

以下、主な項目について述べる。

「貸地料及び一時使用料」は財産区有地、共有地に係るもので、4,036万円となっており、前年度に比べ124万円（3.2%）増加している。これは主として収入未済となっていた債権108万円への訴訟提起による債権回収による。

「承諾料等」は土地の賃貸借契約に係る名義書換料及び増改築承諾料等で、1,958万円となっており、前年度に比べ1,674万円（590.1%）増加している。これは主として名義書換料の増による。

「会館使用料」は横屋・魚崎・魚崎西町の各会館及び魚崎わかばサロンの使用料で648万円となっており、前年度に比べ100万円（18.2%）増加している。これは主として減免も含めた全会館・サロンの使用件数が令和4年度3,012件、令和5年度3,623件で、前年度より611件（20.3%）増となったことによる。

「預金及び基金利子」は基金に係る利息で、1,095万円となっており、前年度に比べ313万円（22.2%）減少している。これは主として債券運用額の減による。

「繰越金」は前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したもので、1,949万円となっており、前年度に比べ287万円（17.3%）増加している。

「繰入金」は基金からの繰入金で1,500万円となっており、前年度に比べ270万円（15.3%）減

少している。

「その他」は諸収入金の雑入で16万円となっており、前年度に比べ5万円（49.4%）増加している。これは主として財産区議会議員選挙の供託金没収による。

### 3 歳 出

歳出の状況を見ると、第3表のとおりである。

第 3 表 歳 出 の 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	令 和 5 年 度			令 和 4 年 度		
	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
議 会 費	4,125,340	330,130	8.7	3,795,210	△ 97,278	△ 2.5
会 館 費	46,414,369	6,983,256	17.7	39,431,113	3,206,208	8.9
土 地 管 理 費	601,298	△ 845,435	△ 58.4	1,446,733	1,116,031	337.5
建 物 管 理 費	158,743	△ 354,307	△ 69.1	513,050	484,545	ほぼ皆増
事 務 費	7,389,391	334,858	4.7	7,054,533	△ 24,224	△ 0.3
団 体 福 祉 費	11,155,048	1,069,492	10.6	10,085,556	30,580	0.3
そ の 他 福 祉 費	-	-	0.0	-	△ 4,657,000	皆減
基 金 造 成 費	10,958,000	△ 3,131,000	△ 22.2	14,089,000	4,088,000	40.9
雑 支 出	320,000	200,000	166.7	120,000	-	0.0
議 員 選 挙 費	4,694,280	4,694,280	皆増	-	-	0.0
合 計	85,816,469	9,281,274	12.1	76,535,195	657,497	0.9

以下、主な項目について述べる。

「議会費」は議会運営費、議員報酬等で、412万円となっており、前年度とほぼ同額である。

「会館費」は各会館等の指定管理料等で、4,641万円となっており、前年度に比べ698万円（17.7%）増加している。これは主として、指定管理料の増による。

なお、指定管理料は4,556万円である。令和5年度より5年予定で新たな契約期間に入った際に、人件費の高騰を反映し、人件費及び維持管理費が4,007万円となっており、前年度に比べ427万円（11.9%）増加している。また、修繕費は549万円となっており、前年度に比べ318万円（13.8.0%）増加している。備品購入費はなく、前年度に比べ15万円皆減している。

「土地管理費」は区有地の保全に要する経費等で60万円となっており、前年度に比べ84万円（58.4%）減少している。これは主として不動産鑑定料経費が皆減したことによる。

「建物管理費」は会館の維持管理費等で15万円となっており、前年度に比べ35万円（69.1%）減少している。これは主として特殊建築物定期報告経費が皆減したことによる。

「事務費」は財産区事務職員の報酬、賃金及び需用費等で、738万円となっており前年度とほぼ同額である。

「団体福祉費」は財産区住民の福祉向上を図ることを目的として魚崎財産区団体等助成要綱に定められた団体に対する助成金等で、1,115万円となっており、前年度に比べ106万円（10.6%）増加している。これは主として、魚崎小学校創立150周年記念事業実施経費に対し150万円助成したことによる。

「基金造成費」は債券運用益を基金に積み立てるもので、1,095万円となっており、前年度に比べ313万円（22.2%）減少している。これは主として前年度に一部債券が満期償還を迎えたことによる債券運用額の減による。

「雑支出」は寄付金等で、32万円となっており、前年度に比べ20万円（166.7%）増加している。これは主として4年ぶりに開催された東灘うはらまつり寄付金の増による。

「議員選挙費」は、財産区議会議員選挙が実施されたため469万円となっており、前年度に比べ皆増となっている。

#### 4 財産の状況

財産の状況をみると、第4表のとおりである。

### 第 4 表 主 な 財 産 の 状 況

#### 1. 土地及び建物

(単位 面積：㎡、比率：%)

区 分		令 和 5 年 度 末			令 和 4 年 度 末			
		面 積	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	面 積	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
土 地	区 有 地	23,362.76	-	0.0	23,362.76	-	0.0	
	共 有 地	818,143.56のう ち持分2/4	409,071.79	-	0.0	409,071.79	-	0.0
		4,880.00のうち 持分2/7	1,394.29	-	0.0	1,394.29	-	0.0
		2,847.42のうち持 分 9.316/100.000	265.27	-	0.0	265.27	-	0.0
	計	434,094.11	-	0.0	434,094.11	-	0.0	
建 物		2,324.89	-	0.0	2,324.89	-	0.0	

「土地」は財産区有地及び共有地で、「建物」は各会館等である。

#### 2. 基 金

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分		令 和 5 年 度 末			令 和 4 年 度 末		
		金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率	金 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
基 金		1,612,188	△ 911	△ 0.1	1,613,099	△ 17,707	△ 1.1

「基金」は16億1,218万円であり、前年度に比べ911万円(0.1%)の減である。